

給特法等改正法案に対する緊急声明（院内集会）

—外国籍教員は“蚊帳の外”—

（主催団体）

兵庫在日外国人人権協会、
かながわみんとうれん
兵庫在日韓国朝鮮人教育を考え
る会
横浜市国籍条項撤廃連絡会
全国在日外国人教育研究協議会

今国会で現在審議中の「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（給特法等改正法案）」は、教員の処遇改善が目的とされていますが、「処遇改善」が適用されず、逆に不利益を受ける教員が存在します。

それは、「任用の期限を附さない常勤講師」という職の教員です。

その職は、日本の教員免許状を有し、通常の教員採用選考に合格した者のうち、日本国籍を有しない（外国籍）者のみに充てられる職です（以下、外国籍の「常勤講師」とする）。すなわち、外国籍の「常勤講師」も正規教員であり、定員の一人として、教諭と同じ「2級職」の待遇で、学校に配置されます。教諭と同様に、研修を積み、異動による幅広い経験を積み、資質能力の向上に努めています。

給特法等改正法案では、残業代の代わりに給与の上乗せ分（教育調整手当）を、4%から6年後までに段階的に10%に引き上げるとされています。このことは広く報道されていますが、もう一つの、「新たな職（主務教諭）」を設けることは、ほとんど報道されていません。

「主務教諭」という職位は、教諭の上位の職を指します。中央教育審議会で参考にされた東京都の主任教諭の場合、教諭を「教諭2級」（58%）と「主任教諭3級」（42%）に二分し、給料（月額）に1～3万円の差をつけています（東京都は「主任教諭」、改正法案では「主務教諭」という名称）。

この外国籍の「常勤講師」は、そもそも教諭への道を阻まれており、いくら管理職や同僚から資質や能力や指導力を評価されても、定年まで「講師」として、給料表においても「2級」に留め置かれます。

そのため、新たな職（主務教諭）の導入は、これまで以上に、外国籍の「常勤講師」の待遇を結果的に低下させ、生涯賃金において、日本人教員と大きな差がつくことになります。

労働基準法第3条（均等待遇）は「使用者は、労働者の国籍、信条…を理由として、賃金、労働時間、その他の労働条件について、差別的取り扱いをしてはならない」とあります。

外国籍の「常勤講師」の数は、文科省が公表しないので正確には不明ですが、2024年段階で全国32都道府県及び13政令市に約500人いると推定されます。国籍は実に多様です。今後もさらに増えることが予想されます。

外国籍の「常勤講師」のことは、中教審の審議においても全くふれられず、『蚊帳の外』に置かれました。給特法等改正法案は、外国籍の「常勤講師」の待遇を悪化させ、不利益を生み出します。このまま法制化されることは決して許されません。

外国籍であっても教諭任用をしている自治体が東京都をはじめ幾つかあります。先ず、「任用の期限を附さない常勤講師」の職をなくし、全員を「教諭任用」することが先決です。そのうえで、教員全体の待遇改善が議論されるべきです。

記

●日時：2025年4月28日（月）12:00～13:30

●会場：衆議院第二議員会館第4会議室

●内容：給特法等改正法案に対する緊急声明—外国籍教員は『蚊帳の外』—

●次第：

○主催者挨拶…田中宏（一橋大学名誉教授）…15分

○なぜ、緊急声明を出すのか…中島智子（元プール学院大学教授）…20分

○ビデオメッセージ…15分

○資料説明…藤川正夫（主催者団体事務局）…20分

○当事者の声…30分

※集会終了後、記者会見（13:40～14:10）、支援者集会（14:10～15:00）が予定されています。

＜呼びかけ人（個人及び団体）＞

田中宏（一橋大学名誉教授）、中島智子（元プール学院大学教授）、殷勇基（弁護士）、

＜賛同団体及び個人＞

（2025年3月 日現在）

●参加方法：院内集会への参加は事前申し込みが必要です。申し込みは下記連絡先まで。

●連絡先：横浜市国籍条項撤廃連絡会 sin.ai19@crocus.ocn.ne.jp（大石）